

平成30年度 第1回大空町都市計画審議会議事録

|       |  |
|-------|--|
| 日 時   | 平成30年10月29日(月) 10時00分～10時50分   |
| 場 所   | 大空町役場3階1号会議室   |
| 出席者   | 【委員】高橋会長、上地委員、三條委員、鈴木委員、山神委員、川口委員<br>※渡邊委員、加藤委員欠席<br>【事務局】高島課長、山本参事、砂金主幹、岩淵主査、吉井主事   |
| 傍聴者の数 | 4名   |
| 会議次第  | 1. 開 会<br>2. 議 事<br>(1) 北海道による区域マスタープランの第2回定時見直しについて<br>3. その他   |
| ○事務局  | 本審議会につきましては、9月6日開催でご案内申し挙げたところでございます。胆振東部地震による停電により、急きょ延期となっております。日程調整等ご苦勞をかけたことを、感謝申し上げます。第1回目の開催となりますが、大空町都市計画審議会条例第3条の規定に基づき、委員の任期満了に伴いまして2号委員3号委員が選任されております。2号委員につきましては、平成30年4月23日から、3号委員につきましては、平成30年6月12日からのそれぞれ2年間の任期となっておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、議事に入りたいと思いますが、委員の進行で進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。 |
| ○委員   | 皆様おはようございます。ただ今より、平成30年度第1回都市計画審議会を開催したいと思います。本日は、委員の2分の1以上(4名以上)の出席がございますので、大空町都市計画審議会条例第5条の規定により、都市計画審議会が成立していることを報告します。議事に入りたいと思います。本日はこの次第にありますとおり、北海道の区域マスタープランの見直しについてでございます。議題は一つでございますが、項目がいくつか分かれておりますので最初に   |

一つ目の「区域マスタープランの位置づけ」から3つ目の「区域マスタープランの第2回定時見直しスケジュール」これに関してご説明いただきまして、皆様にご審議いただきたいと思います。

それでは事務局よろしく申し上げます。

○事務局 事務局から説明をさせていただきます。

北海道による区域マスタープランの第2回定時見直しについて説明させていただきます。

関連がありますので、1項目の区域マスタープランの位置づけから、3項目の北海道による区域マスタープランの第2回定時見直しスケジュールまで、まとめて説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

1項目、区域マスタープランの位置づけでございます。

1-1 整備、開発及び保全の位置付けをご覧ください。

都道府県知事が定める北海道内、区域単位のマスタープランでございます。整開保、区域マス、都市計画区域マスタープランなどと言われておりますが、以後、区域マスという表現に統一して説明をさせていただきます。

区域マスは、北海道が持つ都市計画で、人口や産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての道筋を表すものでございます。

都市計画法第6条の2の規定では、区域ごとに区域区分の決定の有無とその方針を定めるとともに、都市計画の目標並びに土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるよう努めるものとされており、さらに、全ての都市計画はこれに即することとされておりますので、市町村が持つ都市マスタープランと矛盾しないように、この区域マスを見直しする必要がございます。

つづきまして、1-2 整備、開発及び保全の方針の記載内容をご覧ください。

都市計画区域マスタープランは、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区画として定められる都市計画区域全域を対象として、一の市町村を超える広域的観点から、広域的・根幹的な都市計画の基本的な方針を定めるものであ

りますが、大空町を含む道内の区域の多くは1市町で1区域となっております。

少しページを進めまして、4ページをご覧ください。

このページでは、道内にどのような圏域、区域というものがあるか記載されています。

A～Cの大きい都市におきましては、函館圏、旭川圏といった複数の市町村で構成された1つの区域というものが設定されていますが、中段のDグループであるオホーツク管内の市町につきましては、1つの市町で1つの区域を構成しております。

戻りまして、2ページをご覧ください。

1-3 第2回定時見直しにおける目標年次をご覧ください。

北海道では、区域マスについて、平成15年から平成16年に当初決定を行っております。

その後、平成21年から平成23年に第1回定時見直しを行っており、大空町におきましては、平成22年に第1回定時見直しを行っています。

北海道の現在の区域マスでは目標年次を平成32年としていることから、平成32年度までに全ての北海道の区域について第2回定時見直しを実施することとなりました。

第2回定時見直しにあたっては、おおむね10年後である平成42年を目標年として策定することとなっています。

以上で区域マスタープランの位置づけについて説明を終わらせていただきます。

続きまして、1-4 第2回定時見直しにおける道と市町村の役割分担でございます。

区域マスは都市計画法第15条の規定により都道府県が定めることとされていますが、都市計画法第15条の2の規定により、市町村は都道府県に対して区域マスの案の内容となるべき事項を申し出ることができ、また都道府県が関係市町村に対して必要な協力を求めることができることとされています。

区域マスの見直しにあたっては、当該都市の現状・課題をより把握しているのが各市町村であること、また、都市計画法第18条の2の規定により各市町

村が策定する市町村マスタープランはこの区域マスに即することとされており、市町村マスタープランとの整合にも配慮する必要があることから、各市町村が見直し案を作成することが望ましいとされています。

以上のことから、第2回定時見直しにあたりましては、前回の第1回定時見直しと同様に、各市町村が素案の作成、関係機関との協議及び北海道に対して案の申し出を行い、一方、北海道では各市町村からの申し出案をもとに国等の関係機関との協議調整を経て変更案を作成し、手続きを進めることとなっております。

5ページをご覧ください。

区域マスタープランの第2回見直しスケジュールについてございます。

ここでは、大空町が含まれるオホーツク管内Dグループ、平成31年度前期に変更手続きが完了するスケジュールが示されております。

表の右側、市町村欄のスケジュールに沿って見直しを行うこととなります。

先ほど申しましたとおり、市町村から北海道に対して見直し案の申し出を行うこととなりますが、Dグループでは、見直し案の申し出の提出は、来年の2月を予定しております、その前に北海道との協議を行うこととなり、今月9月に北海道との下協議を終了させる必要があることから、今回、見直し案の審議を委員の皆様をお願いをさせていただくところでございます。

また、任意となっておりますが、来年2月の見直し案提出前には、市町村の都市計画審議会に諮るのが望ましいとされていることから、来年の2月上旬に都市計画審議会の開催を予定しております。

○委員 ただ今、1の(1)の3つ目まで説明をいただきました。

区域マスタープランの位置づけ、市町村の役割と見直しスケジュールでございます。

市町村の役割としては、この区域マスタープランは道が策定するので、実情が分かっている市町村に素案をあげてくださいと言うものでございます、それを含めてすでに北海道とは下協議が終了しており、望ましいとされておりますが来年の2月にもう一度都市計画審議会を開いて、審議するという形になります。

これまでの説明について、ご質問等ございますか。

|       |   |
|-------|---|
| ○委員一同 | 無し  |
| ○委員   | よろしいですか。ありがとうございます。<br>それでは、質問がございませんということなので、次の内容について大空町の区域マスタープランの素案について事務局に説明をいただきたいと思います。   |
| ○事務局  | それでは、7ページをご覧ください、新旧対象の表紙となっております。8ページをご覧ください。<br>大空町区域マスタープランの素案でございます。<br>7～21 ページが新旧対照表、23～28 ページまでが見直し（案）全文となっております。<br>赤く色わけされているものが、見直し及び文言の整理を行っているものでございます。<br>この大空町の区域マスが、平成 32 年度に行われます大空町都市計画マスタープランの見直しに対して矛盾が無いよう区域マスを見直すこととなります。<br>つづきまして、8 ページからの新旧対照表を使用して見直し（案）の説明をさせていただきます。<br>なお、この区域マスは別にお配りしております北海道から示されております「第 2 回定時見直し事務要領」に基づき文言の整理等を行っております。<br>「8～9 ページ、見開きで左が【新】、右が【旧】」となっております。<br>9 ページ中段、「大空町」を「本区域」に訂正しております、これは事務要領の見直しによる変更でございます。<br>9 ページ下段、「(2) 都市づくりの基本理念」削除されております。<br>事務要領に見直しによる項目の削除でございます。<br>その右、第 2 次総合計画との整合により、「大空と大地の中でふれあいと語らいて造る創造の街」を「夢を絆を 笑顔で彩る大空町」に変更しております。<br>10～11 ページをご覧ください「Ⅱ. 区域区分の有無」が要領の見直しより、「Ⅱ. 区域区分の決定の有無」に変更、さらに、「1. 区域区分の有無」が追加されております。<br>同項目中の「一方、世帯数については横ばいの傾向を示しているが」を経年変化による文言整理により、「人口や世帯数は減少の傾向を示し」変更してお |

ります。

つづきまして、「Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針」でございます。

(1) 主要用途の配置の方針の内容でございます。

大空町都市計画マスタープランの内容を反映させ、さらに、要領見直しによる文言及び文章の整理をさせていただいております。

つづきまして、①住宅地の内容の一部を変更しております。

経年変化による文言整理を行い、「女満別昭和地区」を削除し、「低層及び中高層住宅」と「低中層住宅地」に変更しております。

12～13 ページをご覧ください。

上段、「③工業地」を「③工業・流通業務地」と変更しておりますが、事務要領の見直しによる変更でございます。

つづきまして、「(2) 土地利用の方針」を「(2) 市街地の土地利用の方針」と変更しておりますが、事務要領の見直しによる変更でございます。

「①都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針」の内容を変更してございます、経年変化による文言の整理であります、特定の個別の公園名を示さず、全体的な意味を持って表現を行うということで、要領に従い変更させていただいております。

つづきまして、【旧】の中ほど、「②優良な農地と健全な調和に関する方針」の内容の一部を変更しております。

「(3) その他土地利用の方針」を事務要領の見直しにより追加しております。

また、この内容においても、農用地区域の保全に関して明確させるため、「今後とも優良な農用地としてその保全に努める。」から「用途市域拡大の対象とはしない。」と変更してございます。

「②災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針」の内容の一部を追加してございます。

網走湖女満別湖畔がございましてので地域性を考慮し、「津波」を追加してございます。

「③自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針」を追加してございます。

事務要領の見直しによる、方針の追加でございます。

つづきまして、「④計画的な都市的土地利用の実現に関する方針」が「④秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針」変更しております。

要領の変更に伴い項目が変更されております。

土地利用方針の明確化のため、中央・本郷地区の用途地域外の白地地域を加入、また、個別の道路名等を用いず全体を表現するように文言を整理させていただきました。

14～15ページをご覧ください。

「2.都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」中、「a 交通体系の整備の方針」で「大空町」を「本区域」の変更しております。

事務要領の見直しによる変更でございます。

中ほどより少し下、「b 整備水準の目標」についてでございます。

「平成 42 年（目標年）」の幹線道路道度を「1.47km/km<sup>2</sup>」から「1.41km/km<sup>2</sup>」に訂正しております。

計算誤りによる、訂正でございます。

16～17ページをご覧ください。

上段、「③主要な設備の整備目標」ですが、おおむね 10 年以内に実施を予定する事業、「3・3・2 号空港通（主要道道女満別空港線）」の整備が終了しており、計画が無いため削除いたしました。

中段、「b 整備水準の目標」「ア 下水道」で、下水道の普及率を「平成 17 年 64.8%」から平成 27 年の普及率を記入する様、要領に示されておりますので「平成 27 年 65.3%」（H28 大空町統計書）に変更しております。

つづきまして、18～19ページをご覧ください。

「(3) その他の都市施設」の「a 廃棄物処理施設」でございます。

この内容は、基本計画や処理計画など、個別の計画が示されておりますが、個別の計画等を記載せず、要領記載例が示されておりこれにあわせ全体を表現するよう文言を整理しております。

次の「大空町」から「本区域」の変更は、事務要領の見直しによるものでございます。

つづきまして、「(2) 主要な緑地の配置の方針」を「(2) 緑地の配置の方針」

に変更してございます。

この内容においては、事務要領の変更により a～d の系統別に記載を変更しております。

項目の追加がされてございますが、内容においては変更ございません。

20～21 ページをご覧ください。

「②コンパクトなまちづくりに係る配置方針」を追加してございます。

基本的には事務要領に見直しによる追加記載となっておりますが、前回の都市計画審議会において長期に整備がされていない都市公園は廃止を含めた見直しの検討がされていることから、事務要領の見直しによる追加記載と併せて記載させていただいております。

つづきまして、「(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針」でございます。

これにつきましては、事務要領に従い文言の整理を行ったものでございます。

「(4) 主要な緑地の確保目標」を削除してございます。

計画が無いことによることと、長期的に整備がされていない都市公園においては、以前の審議会で廃止を含めた見直しをしていく協議がございましたので、削除させていただきました。

23 ページからは変更する予定の区域マス全文となっております。

内容は同じものでありますので、説明を省略させていただきます。

後程ご覧いただければと思います。

新旧対照表の説明を終わらせていただきます。

○委員 ありがとうございました。

ただいま、事務局より区域マスタープラン素案という形で説明を申しあげました。

今回、道の事務要領に従って記載内容が変更されているところであります。

基本的には、具体的な施設名を挙げるのではなく、大きな枠組みを書いてくださいということだと思います。

とはいいいながら、最終的には北海道が筆を入れて作るわけでありましてけれども次回、大空町が作る都市計画マスタープランと整合性が取れていなければな



らないということですから、そのあたりも含めて整合するところとしないところのチェックをぜひ皆さんに確認をいただきたいと思います。

あと、数字も若干変更等がありますので、このあたりも最新の統計によるものでもありますので、特に赤い部分の変更されたものに対してご意見をいただきたいとおもいます。

○事務局 この区域マスにつきましては、平成42年を目標年次としておりますので、現状と比べまして人口の減少が進む事が考えられます。

今までの区域マス、大空町の都市マスタープランもですが、今までの拡大傾向の都市計画ではなく、人口減少に合わせた縮小傾向の都市マスを考えております。

これを含めた大空町現状認識を踏まえて北海道に提案をしていきたいと考えておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○委員 大変重要な発言だとおもいます。

これから、地域において人口減少という形で都市計画を考えて考えていかなければなりませんので、お考えいただきたいと思います。

何かご質問、ご意見等ございますか。

○委員 見直し案の中で、10ページの「1.土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」の「(1) 主要用途の配置の方針」特に市街地の従来の方針に比べると、とらえ方が違う書き方をしていると思います。

従来は、「商店街の再生が課題となっている」と大事なことが書いてありますが、今回は「購買力の低下」が課題という全然違うと思うので、見直して整理した方がいいと思います。

全体を見て現状に合わせ、5年10年後を想定して記載されていると思うがもう少し文言を整理してほしいと思います。

○事務局 はい

○委員 何か事務局からございますか。

「中心市街地の購買力」という言葉は、買う方についての言葉なので、この表現は違うかもしれません。

○事務局 これについて、再考させていただきたいと思います。

○委員 その他、ご質問ご意見等ございますか。

14 ページの整備水準目標がございいますが、幹線街路網密度が誤りによる訂正はされているんですが、平成 27 年の（基準年）と平成 42 年（目標年）が同じということは何も計画が無いということですか。

○事務局 はい、そうです。

前回の審議会の時に、都市計画道路等を見直すという議論がされていたのですが、それを踏まえて記載しております。

○委員 そういう形で密度が変わらないということですか。

○事務局 はい、そうです。

○委員 その他ございいますか。

○委員 全体を通していえることですが、道の要領に沿って文言を整理しているがちょっと立ち止まって、大空町の実態を加味して作成してほしい。

道から提案されたものをそのまま返すだけでは意味が無いので、もし時間があるのであれば、間違っただけのものではないのだが、地域に合ったものにしていくためには道の要領と照らし合わせて検証してみることが大事だと思います。

○事務局 継続して考え、確認を行っていきたいと思います。

実際に北海道から要領に従って、この文言と文章で作成をしてくださいと指示があります。

内容と現状の確認を行い進めさせていただきたいと思います。

○委員 この見直しによって、困ることが無いのかということを含めて、今回は小さな文言整理が多いのですけれども、そこをよく将来を見越して弊害が無いよう検証をしながら進めていってほしいと思います。

○事務局 平成 32 年度に、大空町都市マスタープランの見直しが予定されております。

その基本が、北海道の区域マスタープランこれが矛盾していれば大空町のマスタープランにも影響が出るのでそうならないよう作成させていただきます。

○事務局 今回の修正につきましては、大枠のところであると認識させていただいております。

時期のマスタープランの変更については大枠の内数ととらえているので、姿かたちが見えづらいところもあるかと思いますが、大枠というところにとらえていただければと思います。

○委員 個別なところが削除されているので、逆によく見えないと言うか、わからないところがあると思いますけれども、一番の主題は次期の本町のマスタープランを作る時に整合していないと北海道の認可がありませんので、考えながら作成してほしいと思います。

その他、ご質問ご意見等ございますか。

○事務局 図面をお配りしますので、これを見ながらご意見等があればと思います。

○委員 コンパクトなまちづくりというのは20ページにしか出てこないんですね。

○事務局 はい、そうです。

○委員 全体としては、コンパクト&ネットワークのまちづくりを人口減少も含めて、コンパクトにしていこうというだと思うのですが、それを特に入れなくともよろしいですか。

○事務局 20ページの配置方針に入れさせていただいております。

○委員 10ページにもありますね、前回から「コンパクトな市街地形成」がありました。

○事務局 大変失礼しました、入れておりました。

○委員 12ページの「(3) その他の土地利用の方針」の「②災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針」に、新たに「津波」を入れていますが、地震とか停電等のその他の災害等という文言もあるので、それに含まればいいのかと思いますが、「地震」など実際に大きな被害をもたらしてるし、この後に協議もあるということなのですが、ここに入れれないのが気になったのですが。

○事務局 道要領の中に、「土砂災害特別警戒区域」について関連したものを記載するようにとされていますが、地震に関連するものとしては地すべり等があると思うのですが、今のところ大空町に「土砂災害特別警戒区域」が指定されている箇所がありません。

総務課の防災担当に確認したところ、今のところ警戒区域に指定されていませんが、警戒しなくてはならない、指定される可能性のある箇所が町内にあると聞いております。

「土砂災害特別警戒区域」の指定があれば、この方針の中に関連する文章を追加することとされております。

次回の審議会(H31.2月)までに指定されれば、文章の追加をさせていただ

きたいと思います。

しかし、指定がされていなくても必要があると判断しましたら、文章の追加をさせていただきたいと思います。

○委員 これについては、万が一と言いますか、起きないという可能性が無いので、積極的に入れ方が良いのかなと思います。

その点については、確定してからでも良いので文章として付け加えていただければと思います。

○委員 その他ございますか。

北海道のスケジュール的には、パブリックコメントをかけるまで期間があります。

審議委員会的には本日議論をさせていただきましたが、今後、ご意見等があれば事務局にお願いしたいと思います。

今回ご説明いただきました変更点という形でパブリックコメントに出す、さらには、北海道との協議行うということでよろしいでしょうか。

○委員一同 承諾

○委員 ありがとうございます。

審議会中の意見、最終的なまちの在り方を含めてチェックをしなければならぬ、パブリックコメントを経てさらには新しく設定されることがあれば追加する形で、この素案を出していきたいと思います。ありがとうございました。その他何かございますでしょうか。

○事務局 先ほども最初の方で説明させていただきましたが、次回の審議会の開催についてでございます。

北海道から提示された見直し案を来年の2月中旬に申し出をすることとなっております。

こちらは任意とはなってございますが、この申し出の前に都市計画審議会に諮ることが望ましいと説明させていただきました。

お忙しい時期とは思いますが、またご案内をさせていただきますのでご出席をよろしくお願いいたします。

また、1号委員の皆さまにおかれましては、11月30日が任期の期限となっておりますが、引き続き再任のご承諾をいただければと思います。

再任のご承諾につきましては、後日改めてお話をさせていただきますので、  
よろしくお願ひ申し上げます。本日はありがとうございました。

○委 員 一つだけ要望なのですが、パブリックコメントを行うときに知らないうちに  
パブリックコメントがありましたということが無いように、やはり、住民の方  
がパブコメを行っているんだということを伝えるようにしてほしい。

北海道だから関係ないということではなく、住民にも関心を持ってもらって  
意見をいただくということにしてほしい。

○事 務 局 住民に詳しい周知を行います。

○委 員 審議はこれで終了となりますが、最後に皆様から全体を通して意見があれば  
いただきたいと思いますがよろしいですか。

○委 員 お伺いしたいのですが、見直し案の12ページ「④秩序ある都市的土地利用  
の実現に関する方針」の中で、「女満別空港方面へ向かう中央・本郷地区等」  
の用途白地地域があるのですが、現在、空港線の開発が進んでいる中で白地地  
域とはわかる範囲で教えてほしい。

○事 務 局 図面を配らせていただいておりますが、都市計画区域は女満別地区でその中  
の着色部分が用途地域となっております。

ただ、着色されていない部分が白地地域となっております。

○委 員 今後さらに用途地域が拡大される可能性はあるということですか。

○事 務 局 はい、変更等があれば白地地域が用途地域になる可能性はあります。

○委 員 わかりました、ありがとうございます。

10:50 審議終了